

## 川口市民生委員推薦会要綱

昭和 51 年 5 月 10 日

決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、民生委員法施行令(昭和 23 年政令第 226 号)第 7 条の規定により、川口市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 推薦会の委員の定数は、14 人とする。

(会議の非公開等)

第 3 条 推薦会の会議は、これを非公開とする。

2 推薦会の会議に出席した者は、その議事の内容について、秘密を守らなければならない。

(議事録等)

第 4 条 推薦会は、委員名簿、会議の議事録を常に整備しておかなければならない。

(幹事、書記の定数)

第 5 条 推薦会に幹事及び書記各 2 人を置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推薦会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 5 月 10 日から実施する。